



Grant Thornton

An instinct for growth™

Tax Newsletter

人材のグローバル移動に関わるサービス

ベトナムでの公演のために来越する外国人の芸能人、歌手、サッカー選手やスーパーモデルは、個人所得税の納税義務を負うか？

2017年2月

国際化や外国文化交流の流れの中で、過去何年にもわたって、外国人の芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデルなどが、公演やスポーツなどのイベント参加のために短期で訪越することが多くなっています。

これら外国人は、ベトナム滞在中に、いくつかの形態で所得を得ることがあります。ベトナムでの公演を実施する機関から直接に受取る、または、外国の管理会社または外国のサッカーチームを介して受取る場合が考えられます。更に、ベトナムでの公演実施機関が、五つ星ホテルでの宿泊や高級車、1日24時間警備などの現金以外の形態での多くの利益を支給することもあります。



今回の弊社の Grant Thornton のニュースレターでは、公演やスポーツなどに参加する外国人の芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデルなどに関わるベトナムでの公演期間に対する個人所得税の納税義務について検討してみたいと思います。

ベトナム国内法の規定によれば、文化・芸術・体操・スポーツの公演への参加から得る所得、広告サービス料、その他サービス料、その他報酬、および、個人のためのホテル宿泊費・移動手段費などの現金以外での経済的利益は、ベトナムでの課税所得となります。従って、公演やスポーツなどに参加するために来越する外国人の芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデルなどは、ベトナムでの公演期間に対する個人所得税の納税義務を負うこととなります。在ベトナムの機関が外国の管理会社へサービス料を支払う場合には、この支払額は、ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。いくつかの例を挙げますと以下の通りです。

事例1: ベトナムの公演会社V社からの招待を受けた韓国居住者の歌手が、ベトナムでの公演を行い、500百万 VNDの報酬を受取ります。その他、この歌手は、V社からホテル宿泊費、移動手段費の支払いを別途してもらいます。公演参加のためのベトナム滞在日数は3日間です。ベトナムの個人所得税法の規定によれば、この歌手は、受取った報酬、および、現金以外での経済的利益(ホテル宿泊費および移動手段費)に対して、ベトナムでの個人所得税の納税義務を負います。

事例2: ベトナムの公演会社V社および韓国の会社X社との契約(交渉により韓国で締結された)に基づいて、韓国の歌手がベトナムを訪問して公演します。ベトナムの税法の規定によれば、X社がこの契約から得る所得は、ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。契約書において、サービス報酬とは別に歌手に対する現金以外での経済的利益の支払いを定めている場合には、両方の支払いがX社の所得として見なされて、ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。

現在、ベトナムは、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約(租税条約)を世界75カ国・地域と締結しています。租税条約は、二重課税を排除し、ベトナムが課税権を持つ所得と外国が課税権を持つ所得の区分をしています。そのなかで、租税条約では、通常、芸能人およびスポーツ選手などを対象とする個別条項を設けています。従って、租税条約毎の個別条項の内容を検討することが、ベトナムでの公演活動から所得を得る歌手や外国の会社が納税義務を持つか否かの判断をする上で重要になります。

納税義務が発生する場合、芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデルが、外国の管理会社やサッカーチームを介してベトナムでの公演活動に対する所得を得るのであれば、これらの個人は、ベトナム税務当局に対して、直接、個人所得税を申告する義務を負います。

ベトナムの規定による申告が遅延しますと、税務手続き違反に対する罰金、延滞金利などのリスクのみならず、租税法違反が生じてしまいマスメディアでの報道をされてしまいますと、関係する芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデル、および、外国の管理会社の信用や評判への悪影響が懸念されます。

弊社 Grant Thornton では、芸能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデル、および、外国の管理会社やサッカーチームに対するベトナムでの税務コンプライアンス支援の経験を豊富に持っています。正確で漏れのない迅速なベトナムでの個人所得税の納税義務履行、または、具体的事例に対する個別租税条約の条項の最も適切な形での適用に関するアドバイスおよびご支援をさせていただきます。

具体的なアドバイスやご支援をご要望される方は、弊社 Grant Thornton の税務専門家へお問い合わせ下さい。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office
Building, 106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District
Hanoi, Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688



Hoang Khoi
Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh city Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District
Ho Chi Minh City, Vietnam
T +84 8 3910 9100
F +84 8 3910 9101



大形 薫 (Kaoru Okata)
Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Phạm Ngọc Long
Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Trần Hồng Mỹ
Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com



則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)
Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com